業務名：ラグジュアリーな宿泊施設の誘致促進を目的とした旅行ニーズ調査 およびＰＲ資料作成支援業務

番号	質問事項	回答内容
1	福井県競争入札参加資格を現時点で保有していない場合、近日中に申請予定だが、２６日（木）の参加申込時には申請済みの証跡を提出することで受理可能か。	募集要領の「３　応募資格」に記載のとおり、応募期限（１１月２６日）までに福井県競争入札参加資格の申請を行い、契約の締結の日までに資格の認定を受ける場合、申込可能です。申込みに当たっては、県担当課の受領印が押印されている福井県競争入札参加資格申請書の写しをご提出ください。
2	「仕様書記載の業務と同種の業務実績が確認できる書類」は、過去担当した事例をまとめた資料でも問題ないか。	募集要領の５には、ご提出していただく資料の例として「契約書の写しなど」と記載しております。まとめた資料で提出する場合も、仕様書記載の業務と同種の業務を実施したことを確認できるものとしてください。
3	今回の業務内容のうち、「調査・分析」を行う際に事前に当社と関係性のある誘致対象事業者相当の企業様へのヒアリングを実施することはよいか。 調査前に事業者側のニーズや課題をヒアリングすることで、調査設計に役立て、かつ PR 資料の制作への活用を想定している。	差し支えありません。 ただし、その際係る費用については提案者の負担になります。
4	アンケート調査実施にあたり、調査会社に依頼する場合は「第三者への委任」に相当するものと見なされますでしょうか。	仕様書の３（１）に記載するアンケート調査を御社以外の会社に委託する場合は、募集要領の「10　契約」（３）に定める再委託に該当します。
5	［募集要領 5(3)エ（参加申込時の提出書類）・仕様書］ 参加申込時に提出する「仕様書記載の業務と同種の業務実績が確認できる書類」について、次の点について、同種業務として認められるか教えてほしい。 (1) 観光分野の調査・計画策定、アンケート調査、広報資料の作成に関する業務は含まれますか。それとも、ラグジュアリー宿泊施設の誘致に関する業務に限られますか。 (2) 対象期間、必要な件数に定めはありますか。	（１）「誘致対象施設に宿泊する国内外の旅行者が旅先に求めるニーズの調査・分析」業務については、旅行者に対するニーズ調査・分析を行った実績があるものを同種業務とします。また、「ＰＲ資料作成支援」業務については、客室単価の高いラグジュアリーな宿泊施設の誘致に関するＰＲ資料の作成支援実績があるものを同種業務とします。 （２）対象期間、件数について定めはありません。なお、業務が完了しているものを想定しています。
6	［仕様書 2・3（目的・業務内容）、審査項目 2］ アンケート対象として「1 人 1 泊 5 万円以上（食事込み）」を示されていますが、誘致対象とする「ラグジュアリーな宿泊施設」について、県として想定されている客室単価帯（1 室または 1 人 1 泊あたり）、業態（ホテル、旅館、オーベルジュ等）、規模の考え方があればご教示ください。	客室単価や規模の目安を数値ではお示ししておりません。なお、若狭湾プレミアムリゾート構想に関する民間提案事業募集要項（第２回募集）３（２）アには、宿泊施設の募集内容を「客単価の高い宿泊施設の整備・運営（リゾートホテルや会員制ホテル、オーベルジュ、グランピング等）」としております。また、第２回公募の物件調書に「価格帯や客層等が既存の宿泊施設と明確に差別化できるもの」と記載している候補地もあります。
7	［仕様書 3(2)（PR 資料作成支援）］ PR 資料について、次の点をご教示ください。 (1) 主な用途（若狭湾プレミアムリゾート構想の第 2 回募集結果を踏まえた今後の募集、既存の協議先の補強など）と、県として想定されている主な読み手（国内・外資、運営事業者・開発事業者等）。 (2) 県 HP での公開用と誘致活動用は、同一の資料ですか。別版を想定されていますか。 (3) 資料で扱う候補地の範囲（既存の公募対象地を含めるか、エリア全体のみとするか）。	（１）について 仕様書の３（２）に記載するＰＲ資料は、主に新たな誘致活動において活用することを想定しています。また、主な読み手については、若狭湾エリアへの誘致活動を進める相手として適切であると考えられる誘致対象事業者を想定しており、国内の事業者に限定するものでもありませんし、また、例えば、ホテルオペレーターに限定するものでもありません。 （２）について 同一のものを想定しています。 （３）について 第１回や第２回の公募における候補地の情報を踏まえた内容としていただく必要はありません。
8	［仕様書 3(1)・3(2)］ PR 資料に掲載する情報のうち、県からご提供いただける範囲をご教示ください。 具体的には、観光素材情報のほか、候補地に関する情報、県・市町の支援策、問い合わせ窓口、協議体制に関する情報です。	観光素材情報、県・市町の支援策、問い合わせ窓口に関する情報はご提供できますが、仕様書３（１）⑦に記載のとおり、観光素材等の情報は可能な範囲での提供となります。本業務に必要な情報は受託者においても収集してください。 候補地に関する情報を記載していただく必要はありませんので、候補地の情報を提供する予定はありません。 また「協議体制」については、「誘致対象事業者と協議する県や市町側の体制」という意味であれば、記載していただく必要がありません。
9	［仕様書 2（業務目的）］ 福井県が別途実施されている宿泊施設誘致に関する事業（ホテル誘致営業活動強化事業、海外富裕層受け入れ体制整備事業等）と、本業務との関係および役割分担をご教示ください。また、それらの成果物（調査データ、営業資料、観光コンテンツ等）を本業務で参照・活用できるか、整合を図る必要があるかについてもご教示ください。	本業務は「若狭湾プレミアムリゾート構想」を推進するために実施するものです。ご質問の事業（ホテル誘致営業活動強化事業、海外富裕層受け入れ体制整備事業等）との関連はありませんので、整合性を図ることを求めておりません。 また、ご質問の事業の成果物を提供する予定はありません。
10	［仕様書 3(2)・5（成果品）］ PR 資料（PowerPoint 形式）について、次の点をご教示ください。 (1) PR 資料（詳細版・概要版）は日本語のみですか。英語版またはその他の言語版を想定されていますか。 (2) 県の既存のブランドガイドライン、ロゴ、テンプレート等で指定のものはありますか。 (3) 写真・図版・地図について、県から提供いただける範囲と、新規の撮影・制作を想定される範囲を教えてください。 (4) 納品後に、県で編集・更新される想定ですか。	（１）日本語版を想定しています。 （２）指定はありません。また、県のブランドガイドラインやロゴなどとの整合性を求めるものでもありません。 （３）県が確保できる写真等について、県が所有者や関係者等の同意を得たものは提供可能です。また、県では、新規に撮影・制作する予定はありません。 （４）納品後に編集できる形でお願いします。
11	アンケート調査の外国人に関して 400 サンプルとあるが、１カ国あたりの回答数 100 サンプル以上とするならば、４カ国以上必要という認識でよいか。また、対象国を挙げるとするならばどの国か、優先順位の高い順番に 5 カ国程度教えていただけないか。	仕様書３（１）⑤には、「アンケートの対象とする外国人については、誘致対象事業者の関心が高い国や地域に在住する者を選定することとし、400 サンプル以上の回答を収集すること。なお、選定する国・地域の数を指定しないが、１か国・地域あたりの回答数を 100 サンプル以上とすること。」と記載しております。国・地域およびその数は指定しませんので、本事業の目的や仕様書に記載する条件を踏まえて、調査する必要があるとお考えになる対象国や地域を選定していただき、その選定理由も併せて記載してください。